

「徒然草」における兼好のジャンル意識

稲田利徳

一

現代において「随筆」という概念がどのように定義されているか、試みに、一、三の辞典類に当たってみると、「見聞・経験・感想などを気の向くままに記した文章」（広辞苑）、「特定の形式を持たず、見聞、経験、感想などを気のむくままに筆にまかせて書きしるした文章」（日本国語大辞典）、「形式上の制約もなく筆のおもむくに随って自由に見聞・感想・体験を書きつづつた散文体の著作をいう。とくに文学作品と認め得るものを随筆文学という」（日本古典文学大辞典）と、基本線では、ほぼ類似の説明がなされている。

「見聞・経験・感想」であると規定しているのは、記述された内容や意見が、あくまで筆者と緊密に結びついたものであること、「特定の形式を持たず」とか「形式上の制約もなく」とは、特定の表現形態を有するジャンルなどの枠にとらわれることがないこと、「気の向くまま」「筆のおもむくに随って」とは、テーマや構想などを大上段に構えない、執筆態度の自由さ、気軽さなどを示しているのであろう。随筆というジャンルは、シナでは宋代に確立し、宋の進邁の「容齋隨筆」が最初の用例という。進邁はこの作品の序で「予老習レ懶讀書不レ多。意之所レ之随即紀錄、因二其後先一、無二復詮次一。故目レ之曰二随筆一」と書名の由来を述べ、随筆に対する自覚的な執筆姿勢を表明している。

一方、日本での随筆の用語の初出は、一条兼良の「東齋隨筆」であるが、この作品は「書承による説話を集めて分類したものにすぎず、随筆の名に値しない。博識をもって知られる兼良さえ、随筆がいかなるものか、いかなるものになりうるのかについてよく知らなかったこととの現れか」とも評されている。

その後、江戸時代になって、随筆という一分野が盛行するが、それは随筆文学と称すべきもののほかに、考証・見聞録風な雑多なものを総括的に含み込んでいた。

これに対し、随筆を独立した文学形態として捉えようとしたのは、近代以降の研究者が文学史の体系化に際し、西欧において発達したエッセイを念頭に置き、形態的、内容的にそれに相応する作品を性格付ける過程においてであったとされる⁹⁰⁾。従って、近代・現代ではジャンルとしての「随筆」は、江戸時代のそれに比較し、やや限定を伴った、文学的な要素を有するものを対象とする傾向になっている。

このような近代の文学史家が念頭におく、ジャンルとしての「随筆」（以下、この概念に即するものを「随筆」と括弧でくくって区別）に該当する作品を日本の古典文学に探るとき、平安時代では「枕草子」、中世では、「徒然草」を挙げるのを常としてきた。

もつとも「枕草子」を「随筆」と認定することに対しては、小西甚一氏のように、「清少納言のころ存在しなかった「随筆」という概念を「枕草子」に当てはめるのも、すくなくならぬ誤解を招く恐れなしと

しない。われわれは、それを十世紀・十一世紀ごろの意識における「日記」のひとつとして理解するならば、この特異な作品はその本性をいっそう鮮明に示してくれるであろう」と、「枕草子」は雑然たる構成を有した「和文日記」と認めるべきで、「随筆」に入れるべきではなく、日本最初の「随筆」は「徒然草」であるとの見解を提起する研究者もある。

伴蒿蹊は「国文世々の跡」で「枕草子」を「随筆」という用語で呼んでいるし、正徹も「つれづれ草のおもふりは清少納言が枕草子の様也」（『正徹物語』）と、両作品の執筆姿勢、内容、構成などに共通性を認め、兼好自身も「枕草子」を意識して述作したことも確かであるが、後述するように両作品の異質面に着目するとき、小西氏の見解は重要な提言であるといえるのである。

兼好が宋代に確立していた随筆というジャンルを知悉していたか、あるいは「容齋随筆」の類のものを読み、自己の作品を「随筆」という明確なジャンル意識をもって執筆していたかどうかは不明である。けれども、その序段の、

つれづれなるままに、日暮らし、硯にむかひて、心にうつりゆくよしなし事を、そこはかとなく書きつくれば、あやしうこそものぐるほしけれ¹⁷⁾

という、執筆の際の身心の状況、書くスタイル、書く対象と表現手法の宣言、およびそれに相応する叙述内容と構成は、「随筆」と呼称してよい作品となり得ている。

ところで「徒然草」の序段が、「枕草子」の跋文の、
この草子、目に見え心に思ふ事を、人やは見んとする、とおもひて、つれづれなる里居のほどに、書きあつめたるを……

と類似することは通説となっている。ところが近年、荒木浩氏は、「徒然草」の冒頭文が形成され、「徒然草」が始発することの史的な意味を、豊富な類似表現を駆使して探究した論考を公表し、「徒然草」

の冒頭文が「枕草子」の跋文を意識させるところは意外に多くないと論定している¹⁸⁾。そして、「徒然草」の筆者は八手習反古というものに許された自照性、書かれたものが自ら持つ存外の伝達性とその妙ということを熟知していた人であり、冒頭文はみづからを意識的に手習という言葉とその行為になぞらえていこうとしていることを示したもとの見解を提起している。

ただここで改めて留意されねばならないことは、「枕草子」の跋文や「徒然草」の序段と類似した執筆姿勢の表明が、そのまま後に続く叙述内容までも、随筆的なものであることを約束させるものではないということである。例えば、「つれづれのあまりぬるとき、みるものきくものにつけてかきつくるいたづらごとの、むしのすになりてはひちりし中に」と始められる「長綱集」は和歌の集である。この他、荒木氏が豊富な例を提示しているように、「教訓抄」「龍鳴抄」などの楽書、「讃岐典侍日記」「健寿御前日記」などの女房日記文学などにも、類似の叙述スタイルを指示したものが散在する。

二

「随筆」という概念や日本におけるジャンルとしての認識過程、それに該当する古典作品に触れ、「徒然草」が「随筆」と呼ぶのにふさわしい作品とされてきたことに言及してきた。

確かに「徒然草」は「枕草子」を意識し、序段でも随筆の叙述に恰好の執筆態度を宣言、その記述内容、構成も、それ相応のものを有し、「随筆」とみても特別大きな違和感を覚えさせない。

また、「随筆」は文体・形式・内容とも限定をとまなわないため、一方で、評論・日記・紀行文などの別のジャンルの一面と重なる部分を内容的に有するし、歌人や俳人などの「随筆」には自作の短歌や俳句を織り込んだ文章も珍しくない。

ところが、こういった近代の一ジャンルとしての「隨筆」から「徒然草」の記述内容をみると、奇妙なこと、不自然なことが、いくつ浮か浮上してくるのである。

その第一は、兼好は当時、二条為世門の和歌四天王として活躍した歌人であるにもかかわらず、作中には兼好自作の和歌を一首も収載していないだけでなく、歌学・歌論・当代の歌壇状況など、いわゆる和歌に関連する発言がほとんどみられないことである。換言すれば、「徒然草」は歌人の執筆した「隨筆」であるにもかかわらず、その匂いが稀薄なのはなぜかということである。

この不自然さは夙くから問題視されてはいたが、納得のゆく見解は提出されていない。近年、藤原正義氏が、十四段以外に当代の和歌・歌人・歌壇に言及していないのは、「意図的に自撰家集にゆずられたのである」といった推測を述べている程度である。

和歌にかかわる章段がほとんどないという不自然さのなかでも、特に奇妙なのは、自己の見聞や体験を通した感慨を、自作の和歌を織り込んで綴った章段が皆無という事実であり、これは「枕草子」と比較するとき、際立った異質性を示している。

清少納言は和歌の達人であった父の清原元輔を異常なまでに意識し、その人の後といはれぬ身なりせばこよひの歌をまづぞよままし

(枕草子・第九十五段)

と、自身を特別に優れた歌よみと認めず、中宮定子からも、歌を詠まなくともよいとの特許を得ているほどである。それにもかかわらず「枕草子」の日記的章段などには、

夜をこめて鳥のそらねははかるとも世にあふさかの関はゆるさじ

(第百二十九段)

の「百人一首」に撰歌された著名な歌をはじめ、和歌の応答が苦手な橘則光に贈った、

かづきするあまのすみかをそことだにゆめゆふなとやめをくはせ

けん

(第八十段)

など、合わせて十六、七首もの自詠を織り込んでいる。

勿論、それらの歌は秀歌詠出を企図したというより、当座性の濃い、機智的な歌が多いのも確かであるが、そういう先蹤作品を念頭にしながら、兼好が「徒然草」で、自詠を盛り込んだ家集の断片のような章段を一つも創作していないのは、単に、自詠は別途「自撰家集」に譲るという消極的な理由だけではなく、自分が執筆している「徒然草」という述作は、自詠を盛り込まない、いわば家集といった類のものとは違ったものにするという、強い執筆方針を堅持していたからではなからうか。

さらに、歌人でありながら、先蹤和歌を論評したり、歌学知識を披瀝したり、歌壇状況に言及することがほとんどないのも、この述作は決して歌論書、歌学書といった類のものとはしないとの、明確なジャンル意識をもつて執筆したためではなからうか。

第一の不審点に対し、このような執筆心理の疑にわけ入った、一種の仮説を提起したとき、「徒然草」には、この仮説に対し、逆に都合な面も見出される。

確かに自詠は一首も掲載していないが、他人詠、あるいはかなり著名な先蹤歌を引用した章段が幾段かあるが、それをどう理解するかという点がその一つである。

「徒然草」には、和歌一首全体を引用した章段が五段だけある。三十段以前では第二十六段と第二十七段に、対照的な構図で和歌が挿入されている。即ち、第二十六段には「堀河百首」の藤原公実の歌、

むかし見し妹が塙根（むらと）は荒れにけりつばなまじりの莖のみして

が、第二十七段には、花園上皇が讓位したときの詠歌、

殿守のとものみやつこよそにしてはらはぬ庭に花ぞ散りしく

が、各章段の末尾近くに引用されている。

確かに和歌を盛り込んだ章段だが、それは章段内での和歌の機能が

らみると、いずれも兼好の感慨や意見を確証するために作用しているだけで、和歌を作品として論評するのに力点をおいた引用になつていない。

例えば、公実の歌は、第二十六段の「風も吹きあへずうつろふ人の心の花に、なれにし年月を思へば、あはれと聞きしことの葉ごとに忘れぬものから、我が世の外になりゆくならひこそ、亡き人のわかれよりもまさりてかなしきものなれ」という筆者の感慨を普遍化させるために、「されば、白き糸の染まん事を悲しび……」という「蒙求」の故事とともに公実の歌を引き、「さびしきけしき、さる事侍りけん」と付言している。

同様に、花園上皇の歌も、第二十七段の「御国ゆづりの節会おこなはれて、剣・璽・内侍所わたし奉らるるほどこそ、限なう心ほそけれ」という筆者の感慨を、より深化させるため、讓位後の上皇の心境歌を引用し、「今の世のこと繁きにまぎれて、院にはまるる人もなきぞさびしげなる」と付言している。

このように二首の和歌は、作品自体として論評することに主眼を置いたものではなく、筆者の意見・感想を、より普遍化、確証付ける機能を与えられて引用されているのである。

こういった和歌引用の果す機能の傾向は、他の三つの章段ではもっと顕著である。

第六十七段に引用された「吉水和尚」(慈円)の詠歌、

月をめで花を眺めしいにしへのやさしき人はここにありはらは、
賀茂の岩本、橋本は、業平、実方なり。人の常に言ひまがへ侍れば、
一年参りたりしに、老いたる官司の過ぎしを呼び止めて、尋ねた際、
その官司が、岩本の社の方が業平を祀っていることを、便宜的に知らしめる歌として提示したもの。第百三十八段の周防内侍の詠じた(周防内侍集)に収載、

かくれどもかひなき物はもろともにみすの葵の枯葉なりけり

も、ある人が、「祭過ぎぬれば、後の葵不用なり」と御簾の葵を捨てられた行為を不審に感じた兼好が、「已と枯るるだにこそあるを、名残なく、いかが取り捨つべき」という自説を証拠立てるための引用である。なお、この章段には、「四季物語」の「玉だれに後の葵は留りけり」、弁乳母の「折りならぬ音をなほぞかけつる」(千載集)、江侍従の「あやめの草はありながら」(千載集)など、和歌本文の部分引用もあるが、すべて自説を確証するための引用である。

あと一つは、七つの自讃譚を纏めて記した第二百三十八段に、「古今集」(在原棟梁の歌)の、

秋の野の草のたもとか花ずすきほにいでてまねく袖と見ゆらんの歌の引用がある。

この歌の引用契機は、かつて後鳥羽院が、「袖と袂と、一首の中に悪しかりなんや」と定家卿に尋問されたとき、先の「古今集」歌を引き、不都合はないと即答して、定家が面目をほどこしたことにある。

これだけみると、この歌の引用は、歌学的知識の提示とも思えるが、第二の自讃譚―源具親が探しあぐねていた「論語」の「紫の朱うばふことを悪む」という収載箇所を、兼好が即事に「九の巻のそこ／＼の程に侍る」と指摘したのに対し、「かほどの事は、兒どもも常の事なれど、昔の人はいささかの事をも、いみじく自讃したるなり」という実例の一つとして、昔の人Ⅱ定家の所為を挙げ、自身の自讃譚を一般化するための枠組の中の引用にすぎない。換言すれば、棟梁の歌も歌学知識の提示に力点を置いた引用ではなく、筆者の見解の実例の役を果たしているということである。

「徒然草」には、自詠が一首も挿入されず、他人詠、先蹤歌も数首しかない。しかも、その引用歌も章段内での機能面からみると、筆者の感慨、意見、あるいは故実観などを確証付けるための引用であり、和歌を作品として論評することを目論んではない。このことは、先の仮説―現在述作しているものは、家集、歌論書、歌学書といった類

のものとはしないという執筆態度を裏面から暗示している。

次に問題なのは、「徒然草」で和歌に論及している第十四段の存在を、先の仮説と絡めて、どのように理解するかである。

これまでの研究者も不自然に感じていたように、「徒然草」には直接和歌や歌学知識に触れた章段はほとんどない。「ありたき事は、まことしき文の道、作文、和歌、管絃の道、また有職公事の方」(第一段)なども「ありたき事」の一分野としてであり、「人の語り出でたる歌物語の、歌のわるきこそ本意なけれ」(第五十七段)も、歌の良し悪しの論にはならず「すべて、いとも知らぬ道の物語したる、かたはらいたく、聞きにくし」という、筆者の批判的見解の一つの事例にすぎない。

かかる状況からみると、第十四段が「和歌こそ、なほをかきしものなれ。あやしのしづ・山がつのしわざも、いひ出でつればおもしろく、おそろしき猪のししも、『ふす猪の床』といへば、やさしくなりぬ」と、歌語の醸し出す不思議な言語機能に触れ、かつ、「古今集」の「歌屑」とされる貫之の「糸による物ならなくに」や、「新古今集」の陳腐な歌とされる「のこる松さへ峰にさびしき」を引きつつ、「今の世の人の歌みぬべきことがらとは見えず」とか「衆議判の時、よろしきよし沙汰ありて……」と擁護するなど、和歌を論評しているのが問題となる。

確かに第十四段は、歌語の本性や和歌批評を展開した歌論書の一節に類する、先の仮説から逸脱した章段のようにみなされる。

けれどもこの章段も、「徒然草」という作品全体のなかで把握してみると、兼好としては、和歌の本質や詠歌理念を展開することに主眼があつたのではなく、作品を貫通する「何事も、古き世のみぞしたはしき。今様は、無下にいやしくこそ成りゆくめれ」(第二十二段)という尚古思想を主張するために、和歌が引き合いにされたままでとも考えられるのである。

そのことは、冒頭部分に続き「この比の歌は、一ふしをかしく言ひかなへたりと見ゆるはあれど、古き歌どものやうに、いかにぞや、ことばの外に、あはれに、けしき覚ゆるはなし」と書き継ぎ、先の「古今集」「新古今集」の歌を弁護し、最後に「歌の道のみ、いにしへに変わぬなどいふ事もあれど、いさや、今も詠みあへる同じ詞・歌枕も、昔の人の詠めるは、さらに同じものにあらず。やすくすなほにして、姿もきよげに、あはれも深くみゆ。梁塵秘抄の郢曲の言葉こそ、あはれなる事は多かめれ。昔の人は、ただいかに言ひすてたることくさも、皆いみじく聞ゆるにや」と結論付けている。この論法からみても、第十四段の主題は、尚古思想に裏付けされた、昔の人と今の人の使用する言語が醸し出す不思議な相違を強調することにあつたとみなされる。その点、兼好はこの章段を、和歌の本質を論評する意識で執筆していなかったのではなからうか。

以上、兼好が「徒然草」を、家集・歌論書・歌学書といった類の述作とはしないという、明確なジャンル意識をもって執筆していたのではないかという仮説に、一見、不都合と思われる、和歌を引用した章段や第十四段に検討を加えてきた。その結果、和歌の引用は筆者の感慨や見解を確証するための機能を果たすためにあり、第十四段も、尚古思想の一環として和歌が俎上にのぼされたもので、必ずしも、歌論書といった要素に覆われたものではないことに想到することとなった。

三

自己の体験を記すことの多い「随筆」というジャンルから「徒然草」をみて奇妙であるのは、自身の体験や見聞を、年月日を明示する日記的叙述形式で執筆した章段が極めて少ないことである。この点は、「枕草子」の日記的章段とは著しく相違する。

勿論「徒然草」には、筆者自身が登場し、その見聞・体験を筆録し

た章段は、ある程度散在する。筆者の姿が表面に浮上していなくても、過去の助動詞「き」で記述したものも含めれば、その数は相当なものになるが、いずれも日記的な叙述形式をとっていない。

「兼好年譜」を作成して意外に感ずるのは、そこに記入できるのは、「自撰家集」、追善和歌資料、書写奥書、他人の「日記」などから窺見できるものであり、「徒然草」から年時の確定できるのは、八歳のときの父と仏に関する問答を交したという最終章段を除くと、皆無であることである。これは改めて考えてみてよい奇妙な現象ともいえよう。

兼好の眼前には、年月日を明記した漢文日記や和文日記が多数存在していただろうが、どうやら彼は、「徒然草」という述作は、そういう日記の類のような叙述形式はとらないという、明確なジャンル意識をもつて執筆していたのではなからうか。

この仮説を立てるとき、数段ではあるが、章段の冒頭を月日の明示から始めて、日記的なスタイルで記しているのを、どう理解するかが問題となる。

「徒然草」で、自己の体験を、月や月日から書き始めている章段は、わずかに四つしかない。

一つは、「神無月の比、栗栖野といふ所を過ぎて、ある山里にたづね入る事侍りしに、遙かなる苔の細道をふみわけて、心細くすみなしたる庵あり」で始まる著名な第十一段である。

けれども、この「神無月の比」は、行動した月日の事実性を指示することに主眼があるのではなく、

神な月ふりみふらずみ定めなき時雨ぞ冬の始なりけり

(後撰集・冬・よみ人しらず・四四五)

かみな月風に紅葉のちる時はそこはかとなく物ぞかなしき

(新古今集・冬・藤原高光・五五二)

などの古歌などによって培われてきた、晩秋から初冬に移り行く頃の、

凋落にともなう寂寥の雰囲気を表出し、それを庵室の主の精神世界と重層させることを意図したものであろう。

二つめは、「九月廿日の比、ある人にさそはれたてまつりて、明るるまで月見ありく事侍りしに、おほしいづる所ありて、案内せさせて入り給ひぬ」と書き始められる第三十二段である。この章段で筆者はある貴人が訪れた、荒れた庭の屋敷に住む嗜みのある女性を物陰から見た体験を感銘深く綴っている。

ところで冒頭の「九月廿日の比」も、日記的な叙述形式をとるが、単なる月日の指示表出に終わっていない。三木紀人氏も「古今集」の素性法師の「今こむといひしばかりに長月の有明の月を待ちいでつるかな」とか、「和泉式部日記」の「九月二十日あまりばかりの有明の月に」を引き、「恋愛情緒をも感ずべき季節であろう」と示唆しているが、確かに「九月廿日の比」は象徴性を帯びた月日として表現されているだろう。

例えば、「枕草子」(第二百十一段)にも、清少納言が「九月廿日あまりのほど、長谷にまうでて」「夜ふけて、月の窓よりもりたりし」月光を見て「さやうなるおりぞ、人歌よむかし」と感慨を催した場面もある。このほか、

なが月のはつかあまりの月のあかつき方にほそくかすかに見えければよめる

たちのぼる有明の月を人しれず心ほそさの友とみるかな

(散木奇歌集・五四〇)

なが月の廿日の月ともる友にねやへもいらであかしつるかな

(永久百首・忠房・二六三)

なども、長月二十日頃と月が、心細く、人恋しさを醸し出すものとして形象化されている。そのことは、「住吉物語」で、京を離れて住吉へ下る姫君の、「比は長月の廿日余りの事なれば、有明の月の影も哀なるに、出て行き給ひけん心のうち、いかばかり悲しかりけん」の心

情と場面とも通うものがある。

さらに、「有明の月」と切り離しても、「九月廿日の比」という月日は、凋落の晩秋、やがて厳しい冬の到来の近い季節であるためか「九月の二十日余りの事なれば、峯の嵐もや烈しく、滝の音も涙争ふ心地して、あはれを尽したるに」(とはずがたり・巻五)と、二条をして哀愁を痛感させている。一方、「過ぬる長月の廿日あまりのころ、江口と云所をすぎ侍りしに」(撰集抄・百十八話)、「翁の死去のあと」いよ／＼たよりなくて、長月廿日比、いづくともなく吟出ぬ」(梵灯庵返答書上)、「天文十三年の秋、長月廿日あまり、都を別れたり」(東國紀行)などと、漂泊への旅立ちの日、別離の月日として、かなり意識的に象徴性を帯びて盛り込まれている。

第三十二段は、よき貴公子と素敵な女性との、ひとときの訪問のさまが清冽に描写され、最後「その人、ほどなく失せにけりと聞き侍りし」と結ばれている。冒頭の「九月廿日の比」は、これらを考慮すると、体験した月日の指示性に主眼があるのではなく、章段全体を、人恋しい、しんみりした情緒、そして別離といった哀愁の雰囲気で包み込む作用を付与されていることになろう。

三つめは、賀茂神社の競馬の際、群集たちに無常についての認識を喚起させた体験を記す、第四十一段である。この段も「五月五日、賀茂の競べ馬を見侍りしに、車の前に雑人立ち隔てて見えざりしかば、おの／＼下りて埒のきはに寄りたれど、ことに人多く立ちこみて、分け入りぬべきやうもなし」と日記的な執筆スタイルで書き始められている。この「五月五日」は上賀茂神社の競べ馬が催される常例の日を指示しているが、また端午の節句の日でもある。しかも「かかる折に、向ひなる棟の木に、法師の、登りて、木の股について、物見る、あり」と、居眠りする法師を描くが、ここでわざわざ「棟の木」という具体的な木名を出したのは、かつて論及したように、「枕草子」(第三十四段)の「木の花は」の「木のさまにくげなれど、棟の花、いと

をかし。かれ／＼に、さまことに咲て、かならず五月五日にあふも、をかし」とみえるように、冒頭の「五月五日」という月日に、淡紫色の花を開く棟の花とが響き合い、そこに、のどかな初夏の季節感を醸し出させ、群衆をして、ふと「生死の到来」を忘却させる雰囲気を漂わせる働きも付与されている。

四つめは、第二百三十八段の七つの自讃譚のうちの一つ。この章段は兼好が主人公となり、自身の体験を記したものであり、一例を除き、年月日などに触れない。

年月日などを明示するほうが、自讃譚の事実性や信頼性が強化されるはずなのに、兼好は敢えて、そういった叙述形式を採用していない。唯一の例外とは、「一、二月十五日、月明き夜、うちふけて、千本の寺にまうでて、うしろより入りて、ひとり顔ふかくかくして聴聞し侍りしに」と書き出される、ある高貴な女性の計略で、艶麗な女にすり寄られたが、その甘い誘惑にのらなかつた堅固な態度を暗に自讃した話においてである。

この「二月十五日」は、いうまでもなく、釈迦涅槃の日であり、折りしも真如のごとき暗々たる月光に照らされた莊嚴で清浄な場面が設定されている所が眼目である。

従つてこの自讃譚は、単に女性たちの誘惑の謀事をうまくかわしたという事実だけでなく、その行為が、釈迦涅槃の日の莊嚴な場でなされたことで、一段と意味深長になる。「二月十五日」という月日の指示には、そういった表現意図が込められているのであろう。

以上、兼好は「徒然草」の執筆の際、日記の類とはしない、日記のような叙述形式とはならないという明確なジャンル意識をもって述作していたのではないかという仮説からみて、やや逸脱する感のある、自己の体験を月や月日から書き始めている四つの章段に検討を加えてきた。

その結果、その月や月日は、日記におけるような、単なる指示性に

主眼があるのではなく、古典文学や年中行事的なものによって醸成された季節感や情趣を象徴し、各章段の主題や雰囲気と緊密に響き合う機能を有するように意図されていることを明確にしてきた。それは同時に、先の仮説を裏面から暗示させるものとなる。また、体験を記している、そこに虚構性が内在されており、その月日でもって伝記的事実と直結して詮索することの危険性をも示唆している。

四

次に不審なことは、兼好は、鎌倉末期から南北朝期という、あの猜疑心の渦巻く、不穏で紊乱した社会を生きていながら、「徒然草」に、そういった政治的、社会的事件に直接触れたり、その背景を辿った章段がほとんどないという事実である。

心に思うことを、見聞・体験に即して自由に執筆する「随筆」というジャンルであれば、史実に対する意見や感想を記してよいし、また藏人として宮廷に身を処した人間であるだけに、そういった欲求は溢れるほどあったと思うが、兼好はほとんど沈黙している。

この点、従前から、「徒然草」に元弘の乱を体験した気配がないのは、なぜかといった素朴な疑問も提出されていた。これに対し、「徒然草」は元弘の乱の勃発の直前に擱筆されていたという有力な成立説が提出され、その種の疑問も妙に納得させられてきた。

けれども兼好の生きた時代、衝撃的な政治的、社会的事件は、政界の人間ドラマまで含めれば、枚挙にいとまがないほど惹起している。

兼好が「徒然草」で、自分の見聞した政治的、社会的事件、いわゆる歴史的な事件を記述し、意見や批評をとどめなかったのは、今、述べているものは、例えば戦闘を歴史的に描く軍記物語とか、鏡物で代表される歴史物語といった類のものとはしないというジャンル意識をもって執筆していたためではなからうか。

そのことは、年号をもつて書き始められる章段が、わずかに二章段しかないことによっても暗示的である。

その一つは、「応長の比、伊勢国より、女の鬼に成りたるをみて上りたりという事ありて、その比廿日はかり、日ごとに、京・白川の人、鬼見にとて出で惑ふ」と始まる、鬼女上洛の噂話を記す第五十段である。

これなど、筆者の見聞した社会的事件を記した章段といえなくはないが、冒頭の「応長の比」の表現意図は、単なる事件の起きた年号指示にとどまるものではなからう。「応長」という年号は疾病流行・天変地異・社会不安のなかで、わずか一年足らずで「正和」と改元されたように、まさに鎌倉幕府の終末と新時代の到来を感じさせる不安定な時期であった。その点、「応長の比」という年号表現は、女の鬼の出没の流言飛語に右往左往する群衆心理と響き合う。

要するに、この章段は「応長の比」の社会的事件を記しながらも、それを事件として提示することに力点があるのではなく、虚言に翻弄され、たまたま流行した疾病を、あくまでこの事件と神秘的に関連付けようとする群衆心理を鋭く描くことを目論んでいる。「応長の比」とは、群衆をそういった騒乱に駆り立てた時代の象徴性を付与されていると読みとるべきだろう。

二つめは第七十段だが、短章なので全文を引用する。

元応の清〔暑〕堂の御遊に、玄上は失せにし比、菊亭大臣、牧馬を弾じ給ひけるに、座に著きて、先柱を探られたりければ、ひとつ落ちにけり。御懐にそくひを持ち給ひたるにて付けられにければ、神供の参るほどによく干て、事故なかりけり。

いかなる意趣かありけん、物見ける衣被の、寄りて放ちて、もとのやうに置きたりけるとぞ。

この事件は内容からみて文保二年（一一三一）十一月二十四日の後醍醐帝の大嘗会で清暑堂の神楽の後で催行された御遊を指し、「元応」

(一三一九—一三二一)とするのは、兼好の錯誤であるとするのが通説である。

それはともかく、この「元応」に「応長の比」のような象徴的な意味機能があるのかどうか、明確にし得ていない。あるいは、「元応の……玄上は失せにし比」で、末尾の一文と交響させて不穏な空気を示唆しているのかもしれない。

さて、「増鏡」(秋のみ山)などによると、この御遊の際、拍子の任に当てられていた綾小路有時が、待賢門内で紙屋川侍従顯香の家人に暗殺されるという不祥事も起きていることがわかる。

この事件にも触れた三木紀人氏は「兼好はなぜか言及しないが、この段を鑑賞するうえで視野に入れてよい史実であろう」とし、久保田淳氏も、この三木氏の意見に同感し、「兼好がこの事件を知らなかったり、忘却したりしていたとは考えにくい。知っていてそのことをあえて伏せているのであると考える。」と推測している。

いわばこの章段の事件の裏面には、その時代の陰湿な確執が絡っている可能性があり、兼好自身もそれをある程度知っていたと思われるのに、記述していないこと、そして「いかなる意趣かありけん」と個人レベルの遺恨の仕業とし、西園寺兼季の、琵琶の名手らしい用意周到な心掛けを讀めることに主題を絞り込んでいるといえよう。これは同時に、政治的、社会的事件やその背景を記述しないという、先の仮説を側面から支えることにもなる。

「徒然草」には、このほかにも年号の記された章段は幾段かある。第二百二十一段は、「老いたる道志ども」の会話「建治・弘安の比は、祭の日の放免のつけ物に、ことやうなる紺の布四五反にて馬をつくりて……」から始まるが、この「建治・弘安の比」は、質素なよき時代とし、最近の「つけ物」の「過差」を批判する表現意図が込められたもの。また、「大門・金堂など近くまでありしかど、正和の比、南門は焼けぬ」(第二十五段)などは、「常ならぬ世」への実態証拠、「文

保に三井寺焼かれし時……」(第八十六段)なども、惟継中納言の「風月の才」に富んだ「秀句」への導入であり、南門や三井寺が焼けたという史実を記述することに主眼があるわけではない。

なお、「徒然草」の各章段の内容には、歴史的事件と関連する話題を扱ったものは、仔細にみれば幾段も散在する。例えば、

為兼大納言入道召し捕られて、武士どもうち圍みて、六波羅へ率て行きければ、資朝卿、一條わたりにてこれを見て、「あな羨まし。世にあらん思ひ出、かくこそあらまほしけれ」とぞ言はれける。

(第百五十三段)

の章段の為兼配流などは、当時の衝撃的な事件であった。しかも為兼は、兼好の歌の師である為世と論争した人物であり、さまざま感慨があつたはずだが、その流謫の原因や背景、永仁六年(一二九八)の佐渡配流のときか、正和四年(一三二五)の土佐配流のときかも説明しない。そして逮捕されて連行される為兼を凝視したときの、日野資朝が口にした強烈な羨望の念を通し、人間資朝を描くことに筆を馳せている。

このように、時に歴史的な事件に絡まる題材に触れることがあつても、あくまで個人的、人間的なレベルの方に主題を絞り込んでいる。このことも、「徒然草」が、史実の原因・背景、それに対する意見を開陳しないという、兼好の意識的な執筆方針のもとで述作されたことを示唆している。

五

兼好は「徒然草」の執筆に際し、今、述作しているものには、家集的なもの、歌論書・歌学書的なもの、あるいは日記的なもの、歴史物語といった類の要素を混入させないという明確なジャンル意識を有し、新しいジャンルの作品の創造を企図していたのではないか、そういつ

た仮説を立て、種々な観点から、その蓋然性の高いことを論及してきた。

ところで、以上の論述からすると、兼好は、当時念頭にあった種々なジャンルの作品との類似を忌避し、独自の述作を創造しようとしていたようにも思えるが、その際、「徒然草」に相当数散在する、いわゆる説話的章段や有職故実・事物考証の章段を、どのように位置付けるかが、改めて問題となってくる。

この問題に対して私は、執筆期間の時間的な経過のなかで、兼好自身、ジャンル意識に変化をきたしたものと憶測している。

即ち、三十段ころまでは、説話的章段や有職故実的章段も盛り込む意図はなかったが、それ以降になって、その類の内容も織り込むという、執筆方針の変更を、かなり意識的に行なったのではないかというのが、私の仮説である。

「徒然草」を味読し、三十段ころまでが詠嘆的無常観、それ以降は自覚的無常観とも呼ぶべき、無常思想の変化のあることを提言し、三十段ころまでと、それ以降との思想の異質性に言及したのは西尾実氏であった。

この問題提起に対し、その異質性は思想の深化といった内質的なものではなく、単なる表現レベルの相違にすぎないとの批判もある。けれども、三十段ころまでとそれ以降との異質性は、その後も、感情語の頻出度、係助詞や文体などの相違からも論証されている。

三十段ころまでと、それ以降との間に、どの程度の執筆中断の期間があったのかは不明だが、少なくとも、そこに執筆方針の変化を認め得ることができる。その最も重要な相違は、三十段ころまでには、独立した説話的章段や有職故実・事物考証の章段がみえないことである。三十段ころまでは、例えば、

いでや、この世に生れては、願はしかるべき事こそ多かれ。

(第一段)

家居のつきくしく、あらまほしきこそ、仮の宿りとは思へど、興あるものなれ。(第十段)

和歌こそ、なほをかしきものなれ。(第十四段)

折節の移りかはるこそ、ものごとく哀なれ。(第十九段)

といった調子に、冒頭に人間生活や自然にかかわる自身の意見を単刀直入に提示し、それに続いて、具象的な事柄や感慨などを説明したり、論証する叙述形式と内容を有するのが大部分である。それはまさに、先に仮説として提示した執筆方針を念頭に、人間観・自然観・無常観・芸術観などの意見を記述した内容によって一貫している。

ただ、三十段ころまでに説話の要素が介入していないわけではない。例えば「物洗ふ女の脛の白き」を見て通を失った久米の仙人の話(第八段)、唐土の許由や孫農の話(第十八段)など、他にも幾つかあるが、それは説話自体を独立して扱っているのではなく、「世の人の心まどはず事、色欲にはしかず」(第八段)「人は、己をつづまやかにし、奢りを退けて、財を持たず、世をむさぼらざらんぞ、いみじかるべき」(第十八段)といった筆者の見解を確証付ける事例として採用されており、純粹な説話的章段ではない。

要するに、執筆当初にあつては、説話や有職故実的な内容も盛り込まないという方針で執筆していたが、途中、執筆中断の後、その類のものも織り込むという意識を明確にしたのではないかということである。

なぜ、やや幅を広げた内容にする気持になつたのか、私なりの憶測もあるが、ここではその点に深入りしない。

ところで、三十段以降で説話的章段を随所に盛り込む方針をとった兼好ではあるが、ここでも、ジャンル意識を明確に堅持して執筆しているように思う。

中世は説話文学が量産された時代である。院政期のものから含めると、「今昔物語集」「宇治拾遺物語」、あるいは「江談抄」「古事談」の

類、「十訓抄」「古今著聞集」、さらには「菟心集」「沙石集」「閑居友」などの仏教説話集、往生伝の類など、夥しい説話文学作品が眼前に存したはずである。兼好がこのうち、どの程度の作品に目を通していかはさだかでない。

説話文学作品は説話の集積によってジャンル性を発揮する。その特質は、同一話でも繰り返し集収され、その説話を編者なりの説示意識によって再構築するところにある。

ところで、「徒然草」で説話的章段（これは、研究者により認定に差違が出てくるが）とされるものをみると、従前の説話文学作品に収載されている著名なものは、ほとんど織り込んでいないことに気付く。ここでは遂一実証するだけの紙幅がないので、別稿を用意するが、どうやら兼好は、説話的章段の執筆に際し、先蹤説話集に収められた話は採用せず、自分が伝聞したもの、あるいは人の知悉しない書物のなかに密かに書き留められている興味深い話を取り込んでゆこうという方針を堅持していたのではなからうか。長い研究史を有する「徒然草」ではあるが、説話的章段の直接の典拠を探りあてられることが稀少なのも、そういった執筆方針に起因するであろう。

説話的章段のなかには、仁和寺の法師（第五十二―五十四段）、「海上人」（第二百一十六段）などのような、僧侶仲間などから伝聞したらしい話、あるいは「六位外記康綱」（第百一段）や「又五郎男」（第百二段）などに代表される、当時の宮廷官人の間での伝承話、また「最明寺入道」（第二百十五段・第二百十六段）や「松下禅尼」（第百八十四段）のような関東関東連の話、あるいは、因幡国の栗食い娘（第四十段）や筑紫にあった土大根が兵に化して戦った話（第六十八段）といった地方の伝承話など、文献に典拠のない、あるいは求めがたい話が大部分である。

さらに、先の執筆方針を裏付ける事実としては、古来の仏教説話集に類繁に登場する人物の話―例えば法然上人（第三十九段）、書写の

性空上人（第六十九段）、梅尾の明恵上人（第百四十四段）などの話でも、それと全く同一のものを、他の説話集に見出しがたいこともあげられる。

兼好にしてみれば、これまで我々が説話的章段としてきたものも、従前の説話文学というジャンルのなかの説話と同質のものとみなして述作していたかどうかとも怪しいのである。これまで説話的とされた章段と説話集のそれとを比較してみると、その叙述形式においても、表現手法においても、新鮮で特異である。

このことは有職故実や事物考証の章段の執筆方針にも通底している。「徒然草」では著名な有職故実書にすでに明記され、周知になっていることを記すことは少なく、人々の盲点を突くもの、忘却されかけているもの、あるいは貴重な事物考証など、一つ一つ述作する意義を明確にして記述しているように思う。

この三十段以降における執筆方針の変更―説話的章段、有職故実・事物考証章段を盛り込むことで、「徒然草」は、「随筆」というジャンルからみて、どのような変貌と特性を有することになったか、それを作品として、どう評価するかは、今後、改めて考えてみる必要がある。

兼好はエディターとしても卓抜な才能に恵まれた人であったようだ。尊経閣文庫に、兼好自筆の「自撰家集」が伝襲されていることは周知のことだが、自筆稿本であるため、その扉の裏に「家集事」という編纂メモを残しているのは、誠に興味津々たるものがある。

従前の家集の編纂は、四季・恋・雑の部立構成か、詠歌年次配列をとるのが大部分であった。が、兼好は、型通りのこういった編纂を踏襲せず、(1)四季・恋・雑の部立構成としない、(2)歌数は特に規定せず、贈答歌、贈答でない他人詠、長歌、連歌を掲載する、(3)哀傷歌を巻頭から第十五番目に配置する、(4)詞書は日記や物語のように長く書いてよいこと、歌合判詞の是非に触れることなどをメモし、「以上得二此

意「可レ書レ之」と、斬新な家集編纂を目論んでいる。

その結果、「兼好自撰家集」は、家集全体を、一つの作品として味読すると、和歌を媒介とした詠者の生の軌跡が、幾つかの旋回を繰り返しながら、鮮明に浮上するという、滋味深いものとなっている。

この家集編纂における兼好のエディターとしての資質は、先の「徒然草」の執筆方針の際にたてた、幾つかの仮説と、どこかで脈絡をもっているように思う。

「徒然草」を「隨筆」という観点からみると、内容的に不自然で奇妙な問題のあることに對し、種々な仮説を提示して対処してみた。

その仮説とは、縷述してきたように、現在述作しているものには、家集の断片のごときものとか、歌論、歌学、いわば和歌に関連したものは盛り込まない、また、自己の体験・見聞した事実も、日記的な叙述形式で記さない、政治的、社会的な事件を記述し、その背景や意見を開陳しないなどといった、ジャンル意識を念頭に執筆したのではないかとということ、さらに、三十段ころから、題材の枠組を広げ、説話的章段や有職故実・事物考証の章段も織り込むという執筆方針の変更を行ったこと、それも、従前の説話文学作品や有職故実書などにならない珍しいものを、特異な表現を駆使して述作しようとする企図していたのではないかとということである。

以上の執筆方針は、近現代でいうところの「隨筆」の概念からすると、かなり異質な面があり、「枕草子」ともかなり相違する。

序段において、心に去来することを思うままに執筆するとの姿勢を宣言しながら、なぜ、このようなジャンル意識をもって述作したのであるうか。それは、これまでに類例をみない表現様式と内容を有した作品に新しいジャンルの作品を創造しようとする積極的な意図によるものであったのであろうか。

結果的に「徒然草」は、連想を核とした絶妙な章段配列にも支えら

れながら、日本の文学史上、従前に類をみない、魅力的な「隨筆」作品の出現となった。ジャンル意識を明確にして執筆したことが、新しいジャンルの作品を誕生させたといつてよからうか。

兼好が、このようなユニークな作品を執筆した背景に、小西甚一氏は「兼好の思考に宋学的な「理」が反映しており、宋代の隨筆スライドと共通する性質が明確に認められるならば、宋代文化との接触が、「徒然草」を書かせることになったと推論してよい」とし、また「徒然草」は、「当時、きわめて新しい作品」だったこと、あまりに新しすぎたので広く享受された形跡がなく、広く享受されたのは宋代文化が本当に浸透した十七世紀以後のことであるとの見解も提示している。

この小西氏の見解は今後とも再検討して見る必要があるが、その当否はさておき、この論考で提起した仮説を念頭にして「徒然草」を改めて読み返してみると、これまで、叙述内容からみて、漠然と不自然だ、不審だとされていた疑問が氷解するだけでなく、「徒然草」という作品創造の評価、あるいは、ここでも幾段か具体的に論及したように、個々の章段の執筆意図、主題、特異な表現手法などが、筆者の執筆心理に即して、改めて透視されてくるであろう。

「徒然草」は長い研究史を有するが、兼好のジャンル意識という観点から論述したものは管見に及んでいない。極めて大雑把な試論ではあるが、敢えて提示してみたしだいである。

[注]

- (1) 小西甚一氏著『日本文学史』Ⅱ。
 - (2) 国文学基本叢書(商務印書館刊)に依る。
 - (3) 三木紀人氏「隨筆文学総説」(『研究資料 日本古典文学』⑧ 隨筆文学)所収。
 - (4) 秋山虔氏「隨筆」解説(『日本古典文学大辞典 第三卷』)。
- (5) ここでは、文芸作品の種類、種別の意で使用。兼好の時代では、「ジャ

- 「徒然草」とその周縁」。
- (12) 他に、第六十二段に、延政門院の詠歌「ふたつ文字牛の角文字……」があるが、特殊な謎歌なので、除外する。
- (13) 『徒然草 全訳注』（講談社学術文庫）。
- (14) 『新日本古典文学大系』所収本に依る。
- (15) 拙稿『徒然草』の草木をめぐって(下)」（岡山大学教育学部研究集録、第四十七号、昭和五十二年七月）。
- (16) 拙稿『徒然草』の虚構性」（国語と国文学、昭和五十一年六月）参照。注(13)に同じ。
- (17) 『徒然草評釈』（学燈社「国文学」、平成三年三月）。
- (18) 常縁本の配列を原型とみる立場もあるが、三十段ころまでは烏丸本と同じであり、この仮説と齟齬しない。
- (20) 『方丈記・徒然草』（日本古典文学大系）の解説など。
- (21) 有吉保氏『徒然草論—和歌文学の立場から—』（言語と文芸、第七十号、昭和四十五年五月）。
- (22) 宮内三二郎氏『徒然草の成立』（私家版・昭和四十六年七月）。桑原博史氏『徒然草の構成と表現—第一部を中心に—』（国語と国文学、昭和四十七年十一月）など。
- (23) 今成元昭氏『説話文学試論』（『論纂説話と説話文学』所収）参照。
- (24) 『日本文学史』Ⅲ。

（平成八年七月十日受理）